

STATION SWITCH セレオ八王子 利用規約 新旧対照表

傍線部分が改定部分となります。

軽微な修正については記載を省略しております。

【 現 行 】	【 改 定 】	備考欄
<p>第11条 (休会)</p> <p>2. 会員が休会を希望する場合は、休会希望開始日の前々月末日までに「<u>休会申込</u>」をマイページで行ってください。休会申込を<u>怠った</u>場合、休会することはできません。</p> <p>5. 休会期間は1ヶ月～最大6ヶ月間となります。7ヶ月以上の休会を希望する場合は、再度、「<u>休会申込</u>」を休会希望開始日の前々月末日までに<u>アプリ内</u>で行ってください。その際、追加で休会手数料 3,300円/回（税込）をお支払い頂きます。休会申込を<u>怠った</u>場合、休会を延長することはできません。</p>	<p>第11条 (休会)</p> <p>2. 会員が休会を希望する場合は、休会希望開始日の前々月末日までに<u>受付</u>へ「<u>休会申込書</u>」を提出することで<u>休会申込</u>を行ってください。休会申込を<u>行わなかった</u>場合、休会することはできません。</p> <p>5. 休会期間は1ヶ月～最大6ヶ月間となります。7ヶ月以上の休会を希望する場合は、再度、休会希望開始日の前々月末日までに<u>受付</u>へ「<u>休会申込書</u>」を提出することで<u>休会申込</u>を行ってください。その際、追加で休会手数料 3,300円/回（税込）をお支払い頂きます。休会申込を<u>行わなかった</u>場合、休会を延長することはできません。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

2026年7月1日 改定

# STATION SWITCH

利用規約

#### (本規約の目的)

本規約は、株式会社JR中央線コミュニティデザイン（以下「施設運営者」）が運営するSTATION SWITCH セレオ八王子（以下「本施設」）において、お客さまが本施設を利用するにあたり、必要な事項を定めたものです。

#### 第1条 （会員の定義）

1. 会員とは、15 歳以上（ただし中学生は除く）の法人及び個人で、本規約を遵守することに同意し、利用申込手順にのっとり利用申込と必要書類を提出した上で、本規約及び STATION SWITCH ガイドブック（以下「ガイドブック」）の内容を全て承諾したうえで、入会手続きを完了した者をいいます。
2. 会員は会員種別に応じて、本施設利用及び本サービスの提供を受ける権利を有します。
3. 月額会員とは、月額プランを利用している個人会員、法人会員をいいます。
4. 個人会員とは、個人で月額プランを契約している会員のことをいいます。
5. 法人会員とは、法人で月額プランを契約している会員をいいます。
6. ドロップイン会員とは、月額プランを申し込まず、都度利用する会員をいいます。

#### 第2条 （入退館バーコード）

1. 本施設の入退館バーコードは会員専用アプリ（以下、「マイページ」）内に内蔵されている会員バーコードを使用することとします。なお、1つのプランにつき、登録できる入退館バーコードは1枚のみとします。
2. 入退館バーコードの取り扱いについては、会員はガイドブックの内容を遵守するものとします。
3. ドロップイン会員の場合、利用申し込み後、受付にて貸し出すカードを携帯するものとします。

#### 第3条 （入会・契約）

1. 個人会員および法人会員は、本施設を利用するにあたり、施設運営者が定める入会手続きを行うものとします。
2. 入会手続きは Web、マイページ上での「入会申込」の登録により、申込と契約締結を行うものとします。
3. 入会申込みについては、施設運営者が利用を承諾することを必須条件とします。書類に不備があった場合は、施設運営者からご連絡させていただきます。
4. 入会手続きが完了した日をもって申込日とします。なお、入会日に関しては、申込入会手続き完了日から14日後の日の中から任意の日を入会日として指定することができます。
5. 法人会員の利用にあたっては、その従業員に本規約を順守させるものとします。従業員の故意、過失により、損害が発生した場合は法人会員がその責任を負うものとします。
6. 法人会員は従業員の人数に関わらず、1種類のプランのみ契約することができます。従業員ごとに異なるプランの契約はできないものとします。
7. 名義変更をする場合には原契約は終了としたものとみなし、新契約に移行したものとみなす。
8. 会員は、入会日から本施設を利用できます。
9. 月額会員は、入会手続き時に入会金 5,500 円（税込）を支払うものとします。入会金は事務取扱手数料であって、預託金の性質を有しておらず、月額会員の退会時等にも返金しません。ドロップイン会員は入会金の支払いは該当しません。
10. 会員は、入会手続き時に必要事項を登録し、入会申込を行います。また、同内容に変更があった場合は、変更があった日より10日以内にマイページまたは文書により施設運営者に通知をお願いします。
  - ① 会員個人の身分証明書記載内容（公的な身分証明証による。マイナンバーを除く。）
  - ② 会員の氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス
  - ③ その他入会申込の記載項目
  - ④ 商業・法人登記簿謄本（3ヶ月以内）（法人会員の場合、文書により提出）
  - ⑤ 会社案内（法人会員の場合、文書により提出）
11. 施設運営者は取得した会員情報を、プライバシーポリシーに従い適切に管理します。
12. 変更通知を会員が行わなかった場合、施設運営者からなされるべき通知または送付されるべき書類等が延着、または到着しなかった場合が発生しても、延着なく到着したものとみなすと共に、これにより会員に何らかの被害や損害があった場合でも、施設運営者はその賠償責任を負いません。

13. 未成年が各種申込をする場合は、保護者の同意が必要であり、損害が発生した場合の責任は保護者が負うものとします。

14. 未成年の各種申込時には、保護者同意欄への記入が必要となります。

#### 第4条 (月額会員の月会費等)

1. 月額会員は、別紙記載の利用料金表に応じた月会費及びガイドブック記載のサービス利用料等（以下「月会費等」という）を支払うものとします。
2. 初月の月会費は下記の通りとなります。  
1～15日の入会：当月会費の半額  
16～末日の入会：無料
3. 月4回、月4回ショートプラン利用の会員で、1か月5回以上利用があった場合は、ご利用時間に関わらず超過1回あたりドロップイン料金1日分（税込1,200円）を請求させていただきます。
4. 月4回ショートプランの会員で、4回以内のご利用時に時間延長して利用された場合には、延長時間に応じてドロップインの料金を請求させていただきます。
5. 月会費等の支払方法については、以下の通りとします。
  - (1) 月会費は入会時に登録した会員指定のクレジットカードでの自動引き落としとします。引落日は毎月15日とし、当月の15日に翌月分を前払いすることとします。15日が土日祝に当たる場合は翌平日に引き落としとなります。
  - (2) 会議室料金、回数・時間超過分の料金、各種手数料は入会時に登録した会員指定のクレジットカードで都度請求をいたします。
  - (3) 各種サービス利用料の支払方法は前号同様、入会時に登録した会員指定のクレジットカードでの支払いのみとします。現金での支払いはできません。
  - (4) 支払を確認できない場合は、理由の如何にかかわらず、会員権限を停止します。

#### 第5条 (ドロップイン会員の利用料金等)

1. ドロップイン会員は、別紙記載の利用料金表及びガイドブック記載のサービス利用料等（以下「月会費等」という）を支払うものとします。
2. ドロップイン会員の超過料金は以下の通りとし、1時間を超過する場合は2時間分、2時間を超過する場合は4時間分、4時間を超過する場合は1日分の料金をお支払いいただきます。
3. 利用料金等の支払方法については、以下の通りとします。
  - (1) 利用料金は入会時に登録した会員指定のクレジットカードでの自動引き落としとします。現金での支払いはできません。
  - (2) ドロップイン料金、会議室料金、回数・時間超過分の料金は入会時に登録した会員指定のクレジットカードで都度請求をいたします。
  - (3) 支払を確認できない場合は、理由の如何にかかわらず、会員権限を停止します。

#### 第6条 (料金の改定)

施設運営者は会員に対し、改定日までにマイページの通知や本施設内の所定の掲示板等に書面を掲示する等の方法により、月会費、ドロップイン利用料、各種サービス料金等を改定することができます。

#### 第7条 (遅延損害金)

会員が本規約に基づく金銭債務の履行を遅延したときで、施設運営者の督促に対する支払も行なわれず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年14.6%の割合（365日の日割り）で計算した遅延損害金（1円未満を切り捨て）を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、施設運営者の契約解除権の行使を免れるものではありません。

#### 第8条 (会員権利の譲渡・貸与の禁止)

会員は、会員たる地位及び本施設の利用権等の会員の一切の権利を第三者に譲渡・貸与することはできません。譲渡・貸与等の行為が発覚した場合、罰則金として金100,000円（非課税）を施設運営者にお支払いいただきます。

#### 第9条 (退会)

1. 退会日は月の営業末日のみとします。
2. 会員が退会を希望する場合は、希望退会日の前月末日までに「退会・解約申込」をマイページで行ってください。退会・解約申込を行わなかった場合、退会することはできません。
3. 会員は、入会日以降に限り、「退会・解約申込」を行うことができます。
4. 施設運営者は、会員の退会日後、入退館バーコードの権限抹消等の手続きを行います。
5. マイページについては、最終の月会費等の支払を確認後、退会日にアカウントの解除を行います。如何なる場合であっても、退会後の利用履歴等に関するデータの再発行はいたしません。

#### 第10条 (利用プランの変更・追加)

1. 変更開始日は月の営業初日のみとします。
2. 月額会員が利用プランの変更を希望する場合は、希望変更開始日の前々月末日までに「プラン変更・追加申込」をマイページで行ってください。プラン変更・追加申込を行わなかった場合、変更することはできません。
3. ロッカー、ポストの追加の場合は都度受付をいたします。
4. プラン変更手数料は、3,300円(税込)となります。

#### 第11条 (休会)

1. 休会開始日は月の営業初日のみとします。
2. 会員が休会を希望する場合は、休会希望開始日の前々月末日までに受付へ「休会申込書」を提出することで休会申込を行ってください。休会申込を行わなかった場合、休会することはできません。
3. ロッカー利用契約者が休会する場合は、ロッカー契約の解約が必要となります。前々月末日までにマイページで解約していただき、休会期間終了後、ロッカーを利用する場合は再度契約いただけます。
4. 休会手数料は、3,300円/回(税込)となります。
5. 休会期間は1ヶ月～最大6ヶ月間となります。7ヶ月以上の休会を希望する場合は、再度、休会希望開始日の前々月末日までに受付へ「休会申込書」を提出することで休会申込を行ってください。その際、追加で休会手数料3,300円/回(税込)をお支払い頂きます。休会申込を行わなかった場合、休会を延長することはできません。
6. 休会期間終了後は、自動的に利用再開となります。通常通りの月会費が発生いたします。万が一、休会期間終了後、退会希望の場合は、休会期間終了日の前々月の末日までに退会申込をマイページで行ってください。詳細は第9条(退会)をご参照ください。

#### 第12条 (ポスト契約・商業登記について)

1. 法人会員は、ポスト利用申込書を提出、当社指定の保証会社への加入及び月額利用料を支払うことでポストを利用することができます。
2. 郵便ポストを利用する法人会員は、本施設の住所を法人・商業登記や郵便物、宅配便の宛先として使用することができます。
3. 住所の記載については以下の通りとします。  
〒192-0083 東京都八王子市旭町1番1号  
セレオ八王子北館9階 ステーションスイッチ ポスト●号 法人名 氏名
4. 施設利用の退会時、もしくはポスト利用を解約する際には、法人会員は事前に中身の撤去及び登記抹消、住所変更、郵便物の転送手続きを行うものとします。利用停止後も本施設の住所利用が発覚した場合は、発覚した月の利用料を請求いたします。
5. ポスト利用停止後に本施設へ届いた郵便物や宅配物は、受け取りを拒否して業者へ返却します
6. 本施設の住所を法人・商業登記する法人会員は、登記登録後に登記簿謄本・印鑑証明書の提出をするものとします。施設利用を退会する場合、退会日までに法人会員の登記抹消・変更後の登記簿謄本の提出を受けて、施設運営者は退会・利用停止の手続きを行います。

#### 第13条 (本規約の性質)

会員は、本施設及び本施設に設置された設備や付帯設備について、所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、付帯設備の移動等原状変更は一切認められません。

#### 第14条 (契約の解除)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設運営者は、会員に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちに本施設の利用を停止し、契約の解除をすることができます。
  - (1) 利用料等その他本規約に基づき発生した諸債務の支払いを延滞したとき。
  - (2) 申告事項に虚偽や不正があったとき。申告事項が不明瞭な点がある等の場合において、それを改善するよう施設運営者が求めても、それに応じないとき。
  - (3) 過去に本施設を利用し、契約の解除を受けていたことが発覚したとき。
  - (4) 本規約及びガイドブックに違反し、施設運営者が当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しないとき。
  - (5) 他の会員及び第三者等、本施設の利用者に対し、妨害や損害を与えたとき。または著しい迷惑となる行為を行ったとき。
  - (6) 本施設を故意又は過失により毀損したとき。
  - (7) 違法行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
  - (8) 会員に著しく信用を失墜する事実があったとき。
  - (9) 罪を犯し、または嫌疑を受け社会的信用を失ったとき。
  - (10) 反社会的勢力又はこれらの支配下にある者との関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあると施設運営者が判断したとき。
    - (11) 税金並びに社会保険料等の滞納があると判明したとき、又は破産、民事再生手続等の申し立てがあったとき。
    - (12) その他、施設運営者が契約を解除すべきと判断したとき。
2. 前項により契約が解除された場合において、施設運営者又はセレオ八王子北館（以下、「本建物」）に損害が及んだ場合、会員はその損害賠償の責任を免れません。

#### 第15条 (損害賠償責任)

本施設において、会員及び会員が同伴したゲスト（以下、「ゲスト」）の故意又は過失により、本建物所有者、本施設、施設運営者、又は他の会員若しくはその他の第三者に損害を与えた場合、会員は施設運営者に対して直ちにその旨を通知するとともに、これによって生じた一切の損害を会員の責任と費用負担で賠償するものとします。なお、施設運営者の責に帰すべき事由により会員に損害を与えた場合は、月会費の6ヶ月分を上限とし、施設運営者より会員に賠償するものとします。

#### 第16条 (免責事項)

次に掲げる事由により会員が被った損害について、施設運営者は一切責任を負いません。

1. 地震、水害等の天変地異やその他施設運営者の責めに帰すことのできない事由、I T インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調偶発事故、感染症予防のための施設一時閉鎖により本施設及び諸サービスが利用できなかったことによる損害。
2. 会員が他の会員やその他の第三者により被った損害。
3. 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。

#### 第17条 (反社会的勢力の排除)

1. 施設運営者及び会員は、相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して会員となるものでないこと。
2. 会員は、次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証します。
  - (1) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
  - (2) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
  - (3) 施設運営者に対する業務妨害に該当し、又は該当し得る行為。
  - (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為。
  - (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
  - (6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為。

3. 施設運営者は、会員が、前項に違反していると判断したときは、催告その他何らの手続きをすることなく、契約を解除することができ、会員はこれに対し何ら異議を申し立てができないものとします。
4. 施設運営者は、前項の解除により会員が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負いません。
5. 第3項により契約が解除された場合、会員は、施設運営者に対して、その被った損害を賠償する責任を負います。

#### 第18条 （個人情報保護）

1. 個人情報の取り扱いに関しては、施設運営者が定めるプライバシーポリシーに従うものとします。
2. 本業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合、個人情報を機密として保持し、会員の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩したり、本業務以外の目的で利用したりできないものとします。また施設運営者は、個人情報の紛失・破壊・改竄等の防止に必要な合理的な措置を講じるものとします。万が一、個人情報の紛失・破壊・改竄等が判明した際には、施設運営者は直ちに会員にその旨を通知のうえ、必要な措置を行うものとします。
3. 施設運営者は会員の個人情報を本施設の運営及び付随するサービス（以下、併せて「本施設の運営等」という）において利用します。
4. また、会員は施設運営者が個人情報を本施設の運営等のほか、以下の目的で利用することに同意します。
  - （1） 退会後においても、会員に緊急時に情報を提供するための電話または電子メールの送付。
  - （2） 本施設の運営等における新規サービスの追加または本施設の運営等に関する情報の会員への提供、案内。
  - （3） 本施設の運営等の利用動向の統計分析。
5. 会員は、施設運営者が本施設の運営等上必要な範囲で個人情報を業務委託先等の第三者に開示することに同意します。
6. 施設運営者は、会員が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合には、登録内容を当該第三者や警察または関連機関に通知することができるものとします。
7. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から会員登録内容についての開示を求められた場合、施設運営者はこれに応じて情報を開示することができるものとします。

#### 第19条 （秘密情報）

1. 「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい全ての情報および本施設の利用等に際して会員が知り得た施設運営者または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報とします。
2. 本施設は、不特定多数が利用する施設であって、会員は、自らの責任で秘密情報を管理するものとします。万が一、会員の秘密情報が第三者に漏洩等した場合でも、施設運営者は一切その責任を負いません。
3. 本条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
  - （1） 取得の時点ですでに公知の情報、またはその後会員の責によらずして公知となった情報。
  - （2） 会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
  - （3） 取得の時点ですでに会員が保有している情報。
  - （4） 会員が、取得された情報によらずして独自に開発した情報。
  - （5） 施設運営者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

#### 第20条 （守秘義務）

1. 会員は、本施設において、第18条に該当する他の会員の秘密情報を知るに至った場合であっても、会員は、その内容について伝達的手段（ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）、ブログ等の媒体を含む）を問わず、一切第三者に開示し、若しくは漏洩し、公開または自己の営業に利用する等をしてはなりません。会員が本項の規定に反した場合に発生した一切の事象について施設運営者は責任を負いません。
2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より施設運営者の秘密情報の開示を要求された場合、直ちに施設運営者に通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、会員は、当該秘密情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、施設運営者に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
3. 会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行なってはなりません。
4. 本条に規定する守秘義務については、会員権限を喪失した後も継続するものとします。

第21条 (不可抗力による契約の終了)

天変地異その他の施設運営者及び会員の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して本施設を利用することが不可能または困難となった場合、本施設の利用契約は終了します。また、これによって施設運営者または会員の被った損害について、各相手方は、その責を負わないものとします。

第22条 (本規約とガイドブックの改定)

施設運営者は、本規約及びガイドブックの変更または新たに規則・注意事項などを定めることができます。施設運営者が会員に対し、本施設のマイページへの掲載や本施設内の所定の掲示板等に書面を掲示する等の方法によりその旨を告知した場合には会員は、異議なくこれを承諾するものとし、変更後の内容を遵守するものとします。

第23条 (準拠法と合意管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連する紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 (規定外事項)

本規約に定めのない事項に疑義を生じたときは、施設運営者及び会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

第25条 (善管注意義務及び利用規約・ガイドブックの遵守)

会員は、本施設を善良なる管理者の注意をもってご利用ください。また、会員は本規約およびガイドブックを遵守するほか、ゲストに対しても、ガイドブックの内容を遵守させることとします。

以上

【別紙】

■利用料金表（税込）

会員種別	プラン	料金（税込）
月額会員	フルタイム	14,300 円/月
	ウィークデー	12,100 円/月
	ナイト&ホリデー	8,800 円/月
	月 4 回	4,400 円/月
	月 4 回ショート	3,500 円/月
ドロップイン会員	1 時間まで	400 円
	2 時間まで	600 円
	4 時間まで	1,000 円
	1 日	1,200 円
各種サービス料金	プラン変更手数料	3,300 円/回
	休会手数料	3,300 円/回
	会議室料金	1 室 1,650 円/時間
	ポスト利用料	16,500 円/月
※別途、当社の指定する保証会社へ保証委託料をお支払いいただきます。		